

各部長
教育長 様
各行政委員会の事務局長

経営企画部長

平成23年度予算編成方針について（依命通達）

1 国の動向と県内情勢

(1) 国の動向

国では、雇用情勢に厳しさが残るものの自律的な景気回復が期待される一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などによる景気の下押しリスクが強まっている経済情勢の中、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）を着実に推進し、元気な日本を復活させるため、「平成23年度予算の概算要求組替え基準」を定め、概算要求を取りまとめました。

今後、地方財政への影響が懸念される地方財政対策や税制改正などの各種施策について調整・決定されることとなるため、十分な情報収集を行い、動向を注視していく必要があります。

(2) 県内情勢

県内の経済情勢は、千葉県月例経済報告(平成22年9月15日)によると、「新規自動車登録台数、新設住宅着工戸数及び鉱工業生産指数が前年同月比で増加するとともに、企業倒産件数が減少するなど、持ち直しの動きが見られるものの、このところ環境の厳しさは増している。また、大型小売店販売額及び公共工事請負額が前年同月比で減少し、有効求人倍率が低水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。」と分析しています。

2 本市財政の現状と見通し

(1) 本市財政の現状

平成21年度普通会計決算では、実質収支は黒字となりましたが、財政調整基金の取崩額等を控除した実質単年度収支は、昨年度に引き続き赤字となりました。

また、財政健全化判断比率は、各指標とも早期健全化基準には達していないものの、実質公債費比率及び将来負担比率は前年度より増加しており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も93.2%と、依然として高い水準にあり、弾力的な財政運営が困難な状況にあります。

(2) 今後の見通し

本市の財政は、景気動向や少子高齢化等の進展に伴い市税収入等は伸び悩む一方、高齢化の進展等の影響による社会保障関係経費をはじめとする義務的経費は増加する見込みであるため、引き続き、厳しい財政構造のまま推移する見通しです。

平成22年度の歳入は、当初予算で前年度より約2億4千万円の減収を見込んだ市税収入も、更に約3億4千万円の減収となる見込みであり、国の地方財政対策（地方交付税及び臨時財政対策債）に大きく依存する状況です。

平成23年度の歳入においても、景気は持ち直しの傾向にあるとされているものの市税収入の大幅な回復は見込めない一方、地方交付税の総額は確保される見込みのため、平成22年度同様、地方交付税等に大きく依存せざるを得ません。

今後も、国の地方財政対策に大きく影響を受ける財政運営となるため、早急に、財政調整基金の繰入を極力抑制した予算編成とする必要があります。

3 予算編成の方針

本市のこのような財政状況を踏まえ、持続可能な財政基盤を確立し、今後とも各種財政需要に的確に対応していくためには、経常的経費の更なる削減と市税を始めとする自主財源の確保に努め、限られた財源をより効果的な事業に重点配分することにより、計画的・効率的な財政運営を行う必要があります。

平成23年度予算は、行財政改革の一層の推進と事業仕分けの結果等を考慮した事務事業の見直しにより、経常経費の徹底した削減を図るとともに、広告料収入など新たな財源を含め幅広く可能な財源確保に努め、「未来のまちづくり 36のアクション」事業を始め、各種事業の優先順位の明確化を図り重点的に配分することを基本として編成することとします。

なお、市政の透明性の向上と開かれた予算編成とするため、予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表する予定ですので、下記事項に留意の上、年間予算を見積もり要求することとします。

記

1 基本的事項

総計予算主義の原則に基づき、予定される全ての収入・支出を的確に積算し、通年予算として要求すること。補正予算の編成は、当初予算編成後の制度改正等、必要やむを得ないものに限るので、計上漏れのないようにすること。

(1) 「財政調整基金が枯渇する」と見込まれる本市の財政状況を、全職員が認識した上、持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革及び事務事業の見直しを徹底し経常経費の削減を図るとともに、幅広く財源確保に努めること。

- (2) 事業の実施に必要な経費については、国・県の補助制度等を改めて精査の上、特定財源の確保に努め、一般財源の充当額を極力抑制すること。
- (3) 限られた一般財源を重点的に配分するため、市単独事業として継続している既存事業でも必要性や事業効果の低い事業は縮小・廃止を図るとともに、市民ニーズを的確に把握し、ニーズに即した効果的な事業の展開を図ること。
- (4) 未来のまちづくりに向け、市民参加と市民協働の機会拡充を図りながら、「子育て日本一」の視点を横断的に取り入れ、各種事務事業の在り方を再検証し、施策展開を図ること。

2 歳入に関する事項

歳入については、過去の実績、平成22年度決算見込み、国・県の予算編成の動向、社会経済の動向等に留意し、適正かつ確実な収入を見込むものとし、少額の収入であっても漏れなく計上すること。

特に、国・県支出金は、様々な制度改正が想定されるため、その動向など情報収集に努め、趣旨・内容等を正確に把握・検証し、市の施策実施上、真に必要なものに関しては積極的に特定財源の確保に努めること。

- (1) 市税については、課税客体的な捕捉に努めるとともに、納税者の利便性の向上、納税相談の充実、その他の収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。
また、税負担の公平性を確保するため、滞納整理の取組を強化し、滞納繰越額の縮減を図ること。
市税以外の各種徴収金についても、各種制度の適正・公平な運営に資するため、滞納等の縮減に向けた取組を充実強化すること。
- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、関係法令、他市の状況等を勘案し、コストと比較して受益者の負担が著しく少ないものや、現在無料の行政サービスで受益者が限定されるものなどの見直しを図ること。
- (3) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理経費の削減を図ること。
- (4) 「広告事業導入指針」に基づき、広告事業の積極的な導入を図るなど、新たな財源確保のための創意工夫に努めること。

3 歳出に関する事項

歳出については、全ての事務事業の必要性、緊急性、事業効果等を検証し、行政コストの縮減を図ること。

経常経費のうち通常一般経費について、各部長等へ要求上限額を提示するので、部内で調整のうえ、その範囲内での予算要求とすること。その後、一件査定を行うこととする。

- (1) 前期基本計画の政策事業見直しと予算編成が並行することとなるので、現状を踏まえ、事業内容、事業規模、実施時期等を見直し、事業計画期間における予定事業費及び財源内訳を整理すること。要求に当たっては、基本計画計上額を上限とするが、安易に上限額で要求することは厳に慎むこと。また、上限額を超える場合には、経営企画部政策推進課と協議の上、要求すること。
- (2) 普通建設事業については、単独事業費の総額を抑制し、平成22年度当初予算計上額（6月補正後）を上限とする予定であるため、緊急性・優先度等を精査の上、要求すること。
- (3) 扶助費等については、受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。また、市の単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じた制度改正を積極的に検討すること。
- (4) 施設の維持管理等の委託料については、行政サービスの低下を来たさないよう留意しつつ、内容、仕様を見直し、その縮減を図ること。また、調査、計画作成等の業務については、原則として職員自らが実施するものとし、委託料としての要求は、高度に技術的、専門的な業務で外部委託が必要やむを得ないものに限ること。
- (5) イベント事業等については、実施時期、実施期間、実施内容等を精査し、簡素で効率的な運営に努め、事業費を極力抑制すること。
- (6) 補助金については、「補助金交付に関する基準」に基づき、公益性、事業効果等の再検証をした上で要求すること。既に役割を果たしたものや事業効果が薄れたものは廃止、段階的廃止等とすること。各種団体補助金は、当該団体の予算・決算、活動内容を精査し、段階的廃止等の工程を決定したうえ要求すること。

4 その他

- (1) 各種契約の方法は、競争入札によることを基本とし、随意契約事由の厳格な適用に努めること。また、従前、随意契約を行っている事業について、引き続き随意契約を予定する場合においても、必ず契約内容、仕様・設計内容等の見直しを行い、予算要求に反映させること。
- (2) 特別会計についても以上の方針と同一の基調に立って予算編成を行うものとする。なお、特別会計制度の本旨に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。